

環境部(局) における随意契約の実績 (令和7年度2／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	自然保護課	令和7年度ジュゴン保護対策事業	令和7年7月15日	10,230,000	(一財)沖縄県環境科学センター	沖縄県浦添市字経塚720番地	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は各評価項目において評価を得られ、最低基準を上回っていたため、契約の相手方として選定した。	
2	環境再生課	令和7年度沖縄県地球温暖化防止活動推進員活用促進委託業務	令和7年7月18日	2,152,546	(一財)沖縄県公衆衛生協会	沖縄県南城市大里字大里2013	第167条の2 第1項第2号	県では、「一般財団法人 沖縄県公衆衛生協会」を地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第1項に定める地球温暖化防止活動センターに指定(都道府県又は政令指定都市等にそれぞれ一つに限る。)している。当該センターは、同条第2項の各号に定める事業を実施することが規定されており、同項第1号には「(前略)、地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)(中略)を助けること。」と定められている。 本業務は、推進員を活用した普及啓発を行うほか、広報等を通じて推進員の自発的な活動を支援することを目的としていることから、「一般財団法人 沖縄県公衆衛生協会」を随意契約先として選定した。	特命随意契約
3	環境保全課	令和7年度基地環境問題に関する人材育成業務委託契約	令和7年7月24日	3,776,300	いであ(株)沖縄支社	沖縄県那覇市安謝2丁目6番19号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により、公募への応募があつた1者を審査委員会において審査したところ、基準点を上回り当該委託業務を遂行するに足ると判断されたことから、当該応募者と契約内容について協議し、合意に至つたことから随意契約を締結した。	
4	環境保全課	令和7年度赤土等流出防止対策実践ツアーコミッション委託業務	令和7年7月28日	2,034,208	(特非)おきなわグリーンネットワーク	沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛301番地 コーポ富盛201	第167条の2 第1項第2号	企画プロポーザル方式により公募を行ったところ、左記の1者から応募があつた。その企画提案内容等を企画提案審査委員会において審査した結果、左記事業者が当該委託業務を遂行するに足ると判断されたことから、左記事業者を候補者とした。その後、業務委託契約について必要な協議を行い、合意に至つたことから随意契約を締結した。	

環境部(局) における随意契約の実績 (令和7年度2／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	環境再生課	令和7年度みどりを活用した地域環境保全推進事業委託業務	令和7年7月29日	3,055,800	(公社)沖縄県緑化推進委員会	沖縄県島尻郡南風原町字新川135番地	第167条の2 第1項第2号	公募型プロポーザル方式により公募を行ったところ、1者から応募があった。 企画提案内容等を選定委員会において審査した結果、左の者の提案内容は選定基準(満点の60%以上)を満たしていたことから、契約の相手方として選定した。	
6	環境保全課	令和7年度米軍基地特有の化学物質情報収集業務	令和7年8月8日	13,310,000	いであ(株)沖縄支社	沖縄県那覇市安謝2丁目6番19号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により、公募への応募があつた1者を審査委員会において審査したところ、基準点を上回り当該委託業務を遂行するに足ると判断されたことから、当該応募者と契約内容について協議し、合意に至つたことから随意契約を締結した。	
7	環境保全課	モニタリングポストデータ送受信システム収集サーバ更新委託業務	令和7年9月11日	7,315,000	(株)コベルコE&M	兵庫県神戸市灘区岩屋北町4丁目5番22号	第167条の2 第1項第2号	モニタリングポストデータ送受信システムについては株式会社コベルコE&M製の送信機及びデータ収集サーバ(送受信ソフトウェア)で構成されており、当該システムの保守管理は、開発会社である同社に業務委託している。当該データ送受信システム収集サーバの更新にあたつては、既存システムの更新・開発に伴うシステム停止、更新による動作確認・点検により測定機器が正常に稼働し正確なデータを取得するとの確認、不具合発生時の対応を同社に行わせなければ、適切な措置が行えないおそれ及び責任の所在に係るトラブルが生じるおそれがあるため、同社と随意契約を締結した。	特命随意契約
8	自然保護課	令和7年度マングース北上防止柵維持管理業務	令和7年9月30日	3,520,000	(株)島嶼生物研究所	沖縄県名護市字呉我587番地1	第167条の2 第1項第6号	本件委託業務と直接関連する業務である「令和7年度マングース対策事業」の受託事業者(JV代表者)である株式会社島嶼生物研究所は、山林での活動に係る人材及び技術力を有していることに加え、北上防止柵周辺の状況を日々把握している現場監督が在籍し、他事業者よりも北上防止柵の状況や特性を熟知していることなどから、同社に維持管理業務を委託することで経費の削減が実現でき、最も効率的かつ経済的に事業の実施が図られると判断されたため、同社を相手方とし随意契約を行う。	特命随意契約